

太田市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月30日

太田市長 穂 積 昌 信

太田市条例第25号

太田市手数料条例の一部を改正する条例

太田市手数料条例（平成17年太田市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「民間事業者が設置する」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。